

## 企業に及ぼす減損会計の影響

中野 一豊  
(豊橋創造大学大学院修士課程) 有馬 義浩

### はじめに

2000年(平成12年)3月期決算から始まった「会計ビッグバン」の導入により、日本の会計基準は国際的な会計基準とほぼ肩を並べ会計の国際的な調和が進んでいる。日本企業が国際的活動をするためには、国際的な会計基準の潮流に日本の会計基準を調和させることは欠くことのできないものである。その中で総仕上げとして行われた変革が固定資産の減損会計の導入であり、2006年(平成18年)3月期決算から強制適用が始まっている。

固定資産の減損会計は、企業が設備投資した結果保有する固定資産について、その回収可能性、すなわち投資した資金が将来の収益(キャッシュ・フローベース)により回収できるのかどうかについて厳密な判定を行い、回収可能性の損なわれた固定資産の帳簿価額を回収可能額まで減額する会計処理である。従来、投資にて失敗した固定資産であっても、取得価額により貸借対照表に計上され、その実態が決算書上明らかにならないという問題が指摘されてきたが、日本においてもようやく固定資産に対する投資の回収可能性の実態が決算書上明らかにされることとなった。

しかしながら固定資産の減損会計は、「会計ビッグバン」において設定された退職給付会計、税効果会計、金融商品会計などの他の新しい会計基準と比較すると、圧倒的に経営者の判断と見積りによるところが大きいといわれている。それは、減損会計適用のための資産のグルーピング、そこから生ずる将来キャッシュ・フローの見積り、使用価値測定のための割引率見積りといった各過程において、経営者の恣意性が入る余地があり、考え方によっては減損会計の適用が実質的に回避されてしまうという問題が指摘されてきた。

そこで、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(平成15年10月31日、企業会計基準委員会により公表)では、斟酌規定を入れることにより、指針に盛り込まれていないことについては、経営実態を最も適切に表すよう処理することを求めたのである。言葉を換えれば、減損会計は例外の余地のない一律の基準を示すのではなく、事業の将来に関わる経営者の判断と見積りについて自主性を重視すると同時に、その過程で一定の開示を求めることにより、経営に対する誠実性や経営管理の精度を問うているのである。

以上のような紆余曲折を経て、2006年(平成18年)3月期から減損会計が適用されたのである。日本の経済情勢は、1990年代から続く低成長、デフレ、超低金利といった低迷から

脱しつつあるといわれているが、企業経営には依然厳しい状況が続いており、その舵取りが注目されている。企業は、国際化時代の「勝ち組」となるため、事前の投資採算性の評価から始まるPDCA (Plan, Do, Check, Action) のサイクルにおいて、投資の採算性を継続的に評価し、収益性の悪い固定資産があれば、早急に事業構造の転換もしくは撤退などを講じなければならない。このような「企業価値向上のためのキャッシュ・フロー経営」のもと減損処理が行われれば、企業の実態を表した決算書をステークホルダーに提供できるとともに、国際的に通用する堅実で開かれた企業が実現できると筆者は考えている。

そのためには、減損会計が企業に与える影響を明らかにし、それを把握したうえで対策を採る必要がある。減損会計によって企業が受ける影響は、その企業が置かれている状況により千差万別といわれている。企業はゴーイング・コンサーン（継続企業の前提）を賭けた対応を迫られており、その難しさは目を見張るものがある。本稿を作成する中で、改めて減損会計の影響の大きさを実感した。

## 2. 減損会計の概要

### 2-1 減損会計導入の背景・経緯

米国では、1980年代から、自主的に巨額の減損損失を計上する企業が増加していた。企業利益を圧迫し、企業経営者の苦慮の種となるべき減損損失計上が積極的に行われた背景には、「事業再構築」(restructuring) が進展することを内外に示すためであった。しかし、減損損失の計上にあたって詳細な会計規定がないために、実務は多様性を増し、混乱をきわめた。そこで、比較可能性などの観点から会計基準の設定が急がれた。

そして、1987年から8年余におよぶ財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board : FASB) での議論の末、1995年、現行の減損会計基準 (Statement of Financial Accounting Standards 144号 : SFAS144号) の前身となる「長期性資産の減損及び処分予定の長期性資産の会計処理」(SFAS121号) が基準化され導入された。

日本においては、新たに取り組むべき会計処理の問題、「会計ビッグバン」の1つとして1999年の企業会計審議会の総会で固定資産の会計処理が取り上げられた。(図表2-1)

減損会計が喫緊の課題とされた背景には、米国での減損会計の浸透、また国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : IASB) から基準が公表されている状況にあつては、日本においても国際的な潮流に乗り遅れるわけにはいかなかったことが挙げられる。また、世界的な5つの監査法人「ビッグ5<sup>1)</sup>」による、日本の会計基準が世界的な基準に比べて劣っていることを意味する警告文を記載するよう求めた「レジェンド問題」も、日本が強烈にグローバルスタンダードを意識することに拍車をかけた。このような経緯を経て、将来の利益計算に反映させるために繰り越すことができる資産価額として、どこまでが適切な水準なのかという問題が改めて議論されたのである。

---

1) ①KPMG ②デロイト・トウシュ・トーマツ ③アーンスト&ヤング ④プライス・ウォーターハウス・クーパーズ ⑤アーサー・アンダーセン

図表2-1 会計ビッグバンの流れ

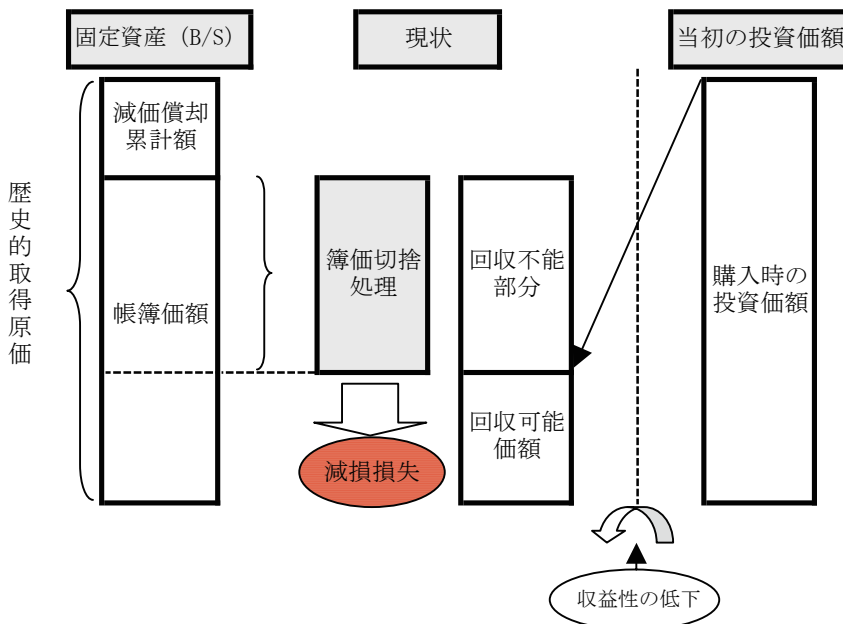
項目	内容	適用時期
連結情報の重視及び充実	開示情報が個別情報主体から連結情報主体へ移行実質支配力基準の導入	2000年3月期決算
キャッシュ・フロー情報の重視	キャッシュ・フロー計算書の連結・個別財務諸表への導入	2000年3月期決算
税効果会計	連結・個別財務諸表ともに適用	2000年3月期決算
研究開発費会計	資産計上から一括期間費用処理	2000年3月期決算
退職給付会計	確定給付制度を包括した会計基準の適用	2001年3月期決算
金融商品会計	時価評価・ヘッジ会計の導入	2001年3月期決算
販売用不動産等の棚卸資産会計	強制評価減の適用	2001年3月期決算
SPCを活用した不動産流動化の会計処理	SPCを活用した流動化不動産の売買の取扱い	2000年8月以後の不動産流動化取引
固定資産の会計処理	減損会計	2006年3月期決算

(出所) あずさ監査法人『Q&A減損会計の実務ガイド(第2版)』中央経済社, 2005年, p.5

## 2-2 減損会計の意義

減損会計がどのような会計処理であるかは、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(以下、「意見書」)において、「固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理である。」と明記されている。(図表2-2)

図表2-2 減損会計イメージ



(出所) 栗原学『超図解ビジネス減損会計』エクスメディア, 2005年, p.9

事業用の固定資産が「減損の状態にある」とは、キャッシュ・フローを生み出す事業用の資産や資産グループの収益性が低下して、投資の回収が見込めなくなった状態のことをいう。つまり、減損会計はキャッシュ・フローの考え方を全面的に取り入れた会計制度といえよう。

## 2-3 減損会計の対象

### ① 適用対象資産

減損会計の適用対象となるのは、企業が保有する固定資産のうち使用目的の事業用固定資産であり、有形固定資産に属する土地、建物、機械装置、器具備品など、無形固定資産に属する営業権（のれん）、さらに投資その他の資産に属する投資不動産などが適用対象資産となる。（図表2-3）

図表2-3 減損会計適用対象資産

固 定 資 産	有形固定資産	建物、構築物、機械および装置、船舶、車両運搬具、工具・器具および備品、土地、建設仮勘定など	対象
	無形固定資産	営業権（のれん）、特許権、借地権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権、自社利用目的のソフトウェア	対象
		市場販売目的のソフトウェア	対象外
	投資その他の資産	投資有価証券、関係会社株式、関係会社社債、出資金、関係会社出資金、長期貸付金、関係会社長期貸付金、破産債権、再生債権、更生債権、更生債権その他これに準ずる債権、繰延税金資産	対象外
	投資不動産		対象

（出所）太田達也『減損会計実務のすべて』税務経理協会、2005年、p.9

### ② 適用対象企業

減損会計の適用対象企業という点について、旧商法第32条2項（現行では、会社法第431条）における斟酌規定からいえば、減損会計基準は一般に公正妥当と認められる会計基準であるため、本来、すべての企業が導入しなければならない。しかし、実際は、監査法人または公認会計士による監査の対象となる以下の企業にのみ適用が義務付けられる。なぜなら、監査法人または公認会計士が出す監査意見の形成上、会計基準への準拠性違反が問題となるからである。

- ・証券取引法適用の企業（上場企業、店頭公開企業、有価証券報告書提出企業等）
- ・旧商法（会社法）上の大会社（資本金5億円以上または負債総額200億円以上の企業）
- ・上記の連結子会社および持分法適用の関連会社

証券取引法や旧商法（会社法）において監査を義務付けられない中小企業では、中小会社会計基準<sup>2)</sup>において、減損額を簡便的に直接損失処理することを要求している。この基準は

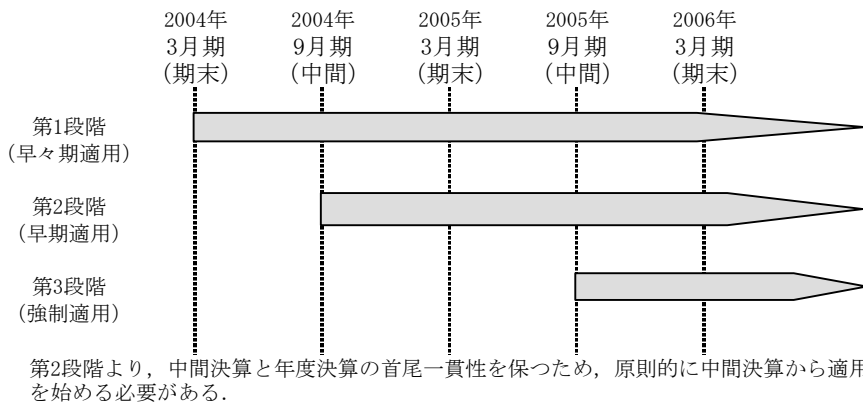
2) 中小企業庁が中心となり、中小企業の会計処理の基本を定めたもの。（2002年12月に日本税理士連合会が公表）

強制法規的性質をもつものではないため、中小企業にとっては、減損会計基準と同様の処理を自主的に行う、または、中小会社会計基準における減損処理を行う、という2つの選択肢が与えられたことになる。

### ③ 実施時期

減損会計の実施時期については、以下のようなスケジュールで行われた。

- ・すべての企業が完全に実施しなければならない時期を2005年（平成17年）4月1日以降開始する事業年度とする。（強制適用）
- ・その1年前の2004年（平成16年）4月1日以後開始する事業年度から適用を認めるようにすることが適当である。（早期適用）
- ・2004年（平成16年）3月31日から2005年（平成17年）3月30日までに終了する事業年度においても適用することを認める。（早々期適用）



(出所) 森村照私ほか『減損会計の完全適用』中央経済社、2005年、p.46参照

このような段階的な導入が行われた理由は、減損会計においては、事業用固定資産の将来キャッシュ・フローを見積るなど、従来の会計実務上、一般的でない手法が用いられているため、企業等が体制を整備する準備期間等を確保できるようにするためであった。

## 3. 減損会計が企業に及ぼす影響

### 3-1 減損処理手順における企業の動向分析

減損処理をするためには、まず減損の兆候の判定が行われる。減損の兆候を示す事象として4つが存在するが、企業によってどのような兆候を示したかを分析すると図表3-1のようになった。

図表3-1 減損の兆候に関する記述企業数

	調査企業数	営業損益またはCFが継続してマイナス	使用範囲・方法について回収可能価額が著しく低下する変化	経営環境の著しい悪化	市場価格の著しい下落	合計
	記述企業数					1社当たり平均記述数
2004年度	101	8	16	2	27	53
	40	20.0%	40.0%	5.0%	67.5%	1.3
2005年度	280	41	73	6	158	278
	217	18.9%	33.6%	2.8%	72.8%	1.3
2006年度	1,418	191	323	70	512	1,096
	810	23.6%	39.9%	8.6%	63.2%	1.4

(出所) 向伊知郎・盛田良久「減損会計基準適用企業の特質」『企業会計』2006 Vol.58 No.10

早々期適用以降、減損の兆候において、何らかの説明をする企業が徐々に増加していることがわかる。減損の兆候では、いずれの会計期間においても、70%前後の企業が「市場価格の著しい下落」を示している。次に「使用範囲・方法について回収可能価額が著しく低下する変化」、「営業損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナス」の順番となった。減損の兆候は、減損対象資産の用途および種類に密接に関係しており、そのことについて以下に分析する。

図表3-2は、減損対象資産と減損損失額について、用途別に分析したものである。

図表3-2 資産の用途別減損損失額 (単位：百万円)

	調査対象企業数	遊休資産	事業用資産	賃貸用資産	売却予定資産	福利厚生資産	その他	内訳なし	合計
	開示企業数								
2004年度	88	126,090	228,242	136,940	4,844	1,767	73,459	216,340	787,682
	62	16.0%	29.0%	17.4%	0.6%	0.2%	9.3%	27.5%	100%
2005年度	245	237,921	241,491	161,789	77,373	1,654	43,406	636,349	1,399,983
	178	17.0%	17.2%	11.6%	5.5%	0.1%	3.1%	45.5%	100%
2006年度	922	324,589	764,129	195,500	32,863	16,860	67,323	362,644	1,763,908
	757	18.4%	43.3%	11.1%	1.9%	1.0%	3.8%	20.6%	100%

(出所) 向伊知郎・盛田良久「減損会計基準適用企業の特質」『企業会計』2006 Vol.58 No.10

用途別では、多くの企業が早々期より、「遊休資産」、「事業用資産」、「賃貸用資産」に関して減損処理を行ってきた。減損損失額では、「遊休資産」は3期間を通して全体の20%近くを占めている。このことは、減損会計を適用するにあたり、遊休資産と用途を変更したう



えて、減損会計を適用するかあるいは当該資産を売却または除却するか意思決定がなされた実態が表れているのではないだろうか。「賃貸用資産」が占める割合は、毎年減少する傾向にある。一方、「事業用資産」の占める割合は、金額的に最も多く、2006年度には全体の40%以上を占めるまでになった。早々期適用においては、事業活動に用いられていない資産の減損処理が行われ、徐々に事業活動に用いられる資産の減損処理が行われていったことがわかる。

以上のように、減損会計は、企業が保有する資産に対する意思決定の迅速化を促し、企業資源の選択と集中をよりいっそう進める効果があるといえよう。

図表3-3は、減損処理資産と減損損失額について種類別に分析したものである。

図表3-3 資産の種類別減損損失額 (単位：百万円)

	調査対象 企業数	土地	土地 および 建物	建物 および 構築物	機械装置 および 運搬具	工具・ 器具・ 備品	リース資 産・その 他の有形 固定資産	無形 固定資産	内訳 なし	合 計
	開示 企業数									
2004年度	88	439,565	102,910	121,133	8,938	2,811	14,419	2,463	95,444	787,682
	69	55.8%	13.1%	15.4%	1.1%	0.4%	1.8%	0.3%	12.1%	100%
2005年度	245	640,449	22,472	300,821	38,467	16,679	32,036	46,216	302,843	1,399,983
	201	45.7%	1.6%	21.5%	2.7%	1.2%	2.3%	3.3%	21.6%	100%
2006年度	922	646,342	170,886	270,506	185,298	30,688	158,031	52,692	249,465	1,763,908
	815	36.6%	9.7%	15.3%	10.5%	1.7%	9.0%	3.0%	14.1%	100%

(出所) 向伊知郎・盛田良久「減損会計基準適用企業の特徴」『企業会計』2006 Vol.58 No.10

種類別では、「土地」、「建物」、「構築物」について減損処理を行う企業が多い。減損損失額については、早々期適用企業では、「土地」、「建物」の減損損失額が全体の約70%を占めていた。早期適用企業および強制適用企業においても、「土地」の減損損失額は大きい。早期では「建物」、「構築物」、強制適用では「機械装置および運搬具」および「リース資産およびその他の有形固定資産」といった事業用資産の減損損失額が増加している。これは、早々期では、バブル以降地価の下落が激しく、かつ非減価償却資産である「土地」の減損処理が重視されてきたが、昨今では、減損処理をする資産の重点が事業用資産に移行していることを表しているといえよう。

減損の兆候と減損処理を行う資産の用途および種類との関係(図表3-1, 2, 3)を分析してみると、減損の兆候として「市場価格の著しい下落」を掲げている企業は、資産の用途における「遊休資産」、「事業用資産」、「賃貸用資産」に関連して、資産の種類における「土地」の減損との結びつきが強いといえる。

減損の兆候で「使用範囲・方法について、回収可能価額が著しく低下する変化」を掲げている企業では、資産の用途における「遊休資産」、「事業用資産」に関連して、資産の種類に

おける「建物」、「機械装置」の減損との結びつきが強くなる。

減損の兆候で「営業損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナス」を掲げている企業では、資産の用途における「事業用資産」に関連して、資産の種類における「機械装置」の減損との結びつきが強くなる傾向にある。

以上のように、減損の兆候は減損対象資産の用途および種類に密接に関係しているのである。

次に減損損失の測定段階における、その測定方法について企業の動向を分析する。

図表3-4は、減損処理を行った企業が、その回収可能価額についてどのように説明しているかについての分析である。

図表3-4 回収可能価額の算定

	調査対象 企業数	正味売却価額	使用価値	正味売却価額 か使用価値の 高いほう	合理的に算定 された回収 可能価額	合 計
	開示企業数					1社当たり平均
2004年度	88	43	15	0	5	63
	51	84.3%	29.4%	0.0%	9.8%	1.2
2005年度	245	185	61	12	6	264
	211	87.7%	28.9%	5.7%	2.8%	1.3
2006年度	922	681	199	38	58	976
	825	82.5%	24.1%	4.6%	7.0%	1.2

(出所) 向伊知郎・盛田良久「減損会計基準適用企業の特徴」『企業会計』2006 Vol.58 No.10

減損の兆候に関する説明と同様に、早々期適用以降、回収可能価額についても説明する企業が増加している。回収可能価額について説明している企業の80%以上は、回収可能価額として「正味売却価額」を選択している。これは、バブル経済崩壊に伴う土地を中心とした固定資産に対する減損会計の適用がより多く行われていることを意味している。それに次いで、「使用価値」を選択する企業が多い。「使用価値」を選択する企業の割合は、年々減少傾向にあるが、これは、使用価値の算定に対する困難性の存在が起因していると考えられる。このような回収可能価額の選択は、以下の2点から説明できよう。

- ・減損処理をした企業の約90%が、「土地」を対象資産として掲げており、土地の回収可能価額としては、「使用価値」以上に「正味売却価額」の方が適切である。
- ・通常、「正味売却価額」以上に「使用価値」の方が高くなるため、「土地」以外の、「建物」、「構築物」等を対象資産とした場合、「使用価値」が選択される。

「土地」に関して減損処理を行った企業について、その回収可能価額として採用した「正味売却価額」の算定については、3期間を通して約60%の企業が「不動産鑑定評価額」を用



いていた。それに次いで、早々期適用には約30%の企業が「時価」を用いていた。一方、早期適用と強制適用では「時価」を用いる企業が減少して、「固定資産税評価額」を用いる企業が約30%に増加している。

### 3-2 証券市場別、業種別における減損処理の実態

ここでは、東京証券取引所一部、二部、東証マザーズ<sup>3)</sup>に上場する3月決算企業を対象に、その市場別、業種別に減損処理の実態を分析していく。図表3-5は、早々期適用、早期適用、強制適用において、証券市場別に減損会計を適用した企業について調査・分析したものである。

図表3-5 証券市場別減損処理の実態

証券市場	2004年度					2005年度					2006年度				
	上場企業数	減損損失有	軽微又は影響なし	合計	上場企業数に占める割合	上場企業数	減損損失有	軽微又は影響なし	合計	上場企業数に占める割合	上場企業数	減損損失有	軽微又は影響なし	合計	上場企業数に占める割合
東証1部	1,296	80	9	89	6.9%	1,354	218	30	248	18.3%	1,379	767	306	1,073	77.8%
東証2部	426	8	4	12	2.8%	394	27	4	31	7.9%	367	149	149	298	81.2%
マザーズ	34	0	0	0	0.0%	50	0	1	1	2.0%	66	6	41	47	71.2%
合計	1,756	88	13	101	5.8%	1,798	245	35	280	15.6%	1,812	922	496	1,418	78.3%
割合(%)		87.1	12.9	100			87.5	12.5	100			65.0	35.0	100	
総額(百万円)	787,682					1,399,983					1,763,908				
1社平均(〆)	8,951					5,714					1,913				

(出所) 向伊知郎・盛田良久「減損会計基準適用企業の特質」『企業会計』2006 Vol.58 No.10

東証一部上場企業が早々期および早期から減損会計基準を適用していることがわかる。一方、東証マザーズでは、減損会計の適用は少ない。これは、有形固定資産の保有が少ない、情報通信業の企業が多く上場していることが原因と考えられる。

早々期適用および早期適用では、適用企業の中の85%以上が減損損失を計上していたことに対して、強制適用で減損損失額を計上した企業は70%弱にとどまっている。減損損失として処理された金額は、早々期、早期および強制適用において、それぞれ総額で7,867億円、1兆3,999億円、および1兆7,369億円と増額している。一方で、適用企業1社あたりの平均減損損失額は、それぞれ89億円、57億円、および19億円と徐々に減少している。

図表3-6は、個々の企業の減損損失額の分布について分析したものである。

3) 東証マザーズとは、東京証券取引所に併設された、それまでに無かった新しいサービスを展開する企業、いわゆるベンチャー企業を対象とした証券市場のこと。

図表3-6 減損損失額の分布

年度	2004年度		2005年度		2006年度	
	企業数	比率	企業数	比率	企業数	比率
100億円～	18	20.5%	30	12.2%	39	4.2%
50億円～100億円	6	6.8%	21	8.6%	37	4.0%
10億円～50億円	27	30.7%	85	34.7%	193	20.9%
5億円～10億円	18	20.5%	26	10.6%	146	15.8%
2億円～5億円	10	11.4%	32	13.1%	160	17.4%
0円～2億円	9	10.2%	51	20.8%	347	37.6%
合計	88	100.0%	245	100.0%	922	100.0%

(出所) 向伊知郎・盛田良久「減損会計基準適用企業の特質」『企業会計』2006 Vol.58 No.10

分布状況をみると、早々期適用では100億円以上の減損損失額を計上した企業が、全体の約20%を占めている。強制適用では、2億円未満の減損損失額を計上した企業が全体の40%弱を占め、全体の約70%の企業が10億円未満の減損損失額を計上するにとどまっていた。早期適用企業については、比較的まんべんなく分布している。

このことから、固定資産の減損が激しく生じていた企業ほど、早々期または早期に減損処理を行っていたことが見て取れよう。

図表3-7は、業種別に減損会計の適用および減損処理の実態について分析したものである。

図表3-7 業種別減損処理の実態

2004年度		(単位：百万円)						
業種分類		上場 企業数	減損 損失有	軽微又は 影響なし	合計	上場企業数に 占める割合(%)	減損損失 合計	1社平均 減損損失
1	水産・農林業	6	0	0	0	0.0%	0	0
2	鉱業	5	0	0	0	0.0%	0	0
3	建設業	123	13	2	15	12.2%	95,730	7,364
4	製造業	936	42	8	50	5.3%	357,486	8,512
5	電気・ガス業	19	3	0	3	15.8%	51,680	17,227
6	運輸・情報・通信業	202	5	1	6	3.0%	106,334	21,267
7	商業	212	13	0	13	6.1%	23,227	1,787
8	金融・保険業	145	8	1	9	6.2%	139,211	17,401
9	不動産業	35	2	1	3	8.6%	2,636	1,318
10	サービス業	73	2	0	2	2.7%	11,378	5,689
合計		1,756	88	13	101	5.8%	787,682	8,951
割合 (%)			87.1%	12.9%	100.0%			

2005 年度		(単位：百万円)						
業種分類		上場 企業数	減損 損失有	軽微又は 影響なし	合 計	上場企業数に 占める割合(%)	減損損失 合 計	1社平均 減損損失
1	水産・農林業	6	1	0	1	16.7%	681	681
2	鉱業	6	1	0	1	16.7%	5,650	5,650
3	建設業	123	24	5	29	23.6%	136,247	5,677
4	製造業	943	120	19	139	14.7%	403,825	3,365
5	電気・ガス業	19	9	2	11	57.9%	128,782	14,309
6	運輸・情報・通信業	206	23	3	26	12.6%	218,981	9,521
7	商業	221	26	3	29	13.1%	111,944	4,306
8	金融・保険業	151	27	2	29	19.2%	150,771	5,584
9	不動産業	39	5	1	6	15.4%	223,749	44,750
10	サービス業	84	9	0	9	10.7%	19,353	2,150
合 計		1,798	245	35	280	15.6%	1,399,983	5,714
割合 (%)			87.5%	12.5%	100.0%			

2006 年度		(単位：百万円)						
業種分類		上場 企業数	減損 損失有	軽微又は 影響なし	合 計	上場企業数に 占める割合(%)	減損損失 合 計	1社平均 減損損失
1	水産・農林業	6	5	0	5	83.3%	4,214	843
2	鉱業	4	3	1	4	100.0%	9,721	3,240
3	建設業	121	65	21	86	71.1%	93,381	1,437
4	製造業	945	484	267	751	79.5%	791,669	1,636
5	電気・ガス業	20	6	3	9	45.0%	17,857	2,976
6	運輸・情報・通信業	221	74	79	153	69.2%	306,693	4,145
7	商業	219	133	57	190	86.8%	152,352	1,146
8	金融・保険業	150	94	22	116	77.3%	190,560	2,027
9	不動産業	43	22	11	33	76.7%	180,378	8,199
10	サービス業	83	36	35	71	85.5%	17,083	475
合 計		1,812	922	496	1,418	78.3%	1,763,908	1,913
割合 (%)			65.0%	35.0%	100.0%			

(出所) 向伊知郎・盛田良久「減損会計基準適用企業の特質」『企業会計』2006 Vol.58 No.10

### 3-3 減損会計が及ぼす企業業績への影響

ここでは、減損会計の適用が企業の業績にどのように影響したのかを考察する。具体的には、企業の営業活動と財務活動の成果を示す経常利益における分析を行い、さらには、会計

期間における最終的な成果を示す当期純利益と収益性分析の一指標である株主資本利益率 (Return on Equity : ROE) に与えた影響を、業種別、資産の用途別に分析する。

図表3-8は、減損損失額が経常利益に占める割合を示したものである。

図表3-8 減損損失額の経常利益に占める割合

年度 割合	2004年度		2005年度		2006年度	
	企業数	比率	企業数	比率	企業数	比率
1000% ~	0	0.0%	4	1.6%	7	0.8%
500% ~ 1000%	0	0.0%	2	0.8%	10	1.1%
100% ~ 500%	12	13.6%	16	6.5%	58	6.3%
60% ~ 100%	4	4.5%	12	4.9%	21	2.3%
40% ~ 60%	9	10.2%	6	2.4%	40	4.3%
20% ~ 40%	12	13.6%	30	12.2%	101	11.0%
10% ~ 20%	24	27.3%	39	15.9%	124	13.4%
5% ~ 10%	10	11.4%	36	14.7%	123	13.3%
0% ~ 5%	13	14.8%	94	38.4%	393	42.6%
~ 0%	4	4.5%	6	2.4%	45	4.9%
合 計	88	100.0%	245	100.0%	922	100.0%

(出所) 向伊知郎・盛田良久「減損会計基準適用企業の特徴」『企業会計』2006 Vol.58 No.10

早々期においては、経常利益の金額の100%以上を減損処理している企業が13.6%あった。経常利益の金額の100%以上を減損処理するという事は、基本的に当期純利益をマイナスにするということである。また、経常利益がマイナスであるにもかかわらず、減損処理をしている企業も4.5%存在している。以上のように、早々期適用企業には、当期純利益をマイナス、あるいは大幅なマイナスにしてでも、減損処理を行う企業が全体の約20%を占めていたのである。

早期および強制適用では、経常利益の金額の100%以上を減損処理する企業の割合が、早々期に比べると減少している。しかし、その中で経常利益の金額の1000%以上を減損処理する企業が、早期および強制適用でそれぞれ4社および7社も存在している。

一方、早々期適用企業では、減損損失額の経常利益に占める割合が幅広く分散していたのに対して、早期および強制適用企業では、減損損失額を計上した50%以上の企業が、経常利益の10%未満の減損損失額になっている。

このように、早々期適用企業では、全般的に企業の経営成績の状況にかかわらず、減損処理を行った企業が多かったといえる。それに対して、早期および強制適用企業では、企業の経営成績にかかわらず巨額の減損処理を行う企業と、経営成績を意識して、減損処理を経常利益の一部にとどめる企業が存在し、両タイプの企業の二極化が進んでいるといえよう。

では、減損会計の適用が、当期純利益およびROEに与えた影響はどうであろうか。早期適用企業と強制適用企業における、両者の推移を適用前後の年度の4会計期間において業種別に分析したものが図表3-9である。対象企業は、作成者である日本大学の吉田武史氏が、各企業の有価証券報告書、『会社四季報』および『東証要覧』により独自に集計したものである。

図表3-9 業種別の減損会計と企業業績との関連性

## ○2006年3月減損会計適用企業（強制適用）

業種	純利益の推移				ROEの推移			
	2004年	2005年	2006年	2007年	2004年	2005年	2006年	2007年
全業種平均	5,568	8,810	13,768	15,230	3.90%	5.40%	4.50%	5.50%
水産・農林	1,913	-3,184	4,056	4,056	6.20%	-15.40%	8.70%	9.70%
鉱業	1,175	1,427	831	4,349	11.37%	13.13%	-12.67%	6.75%
建設	5,057	-653	6,153	4,979	10.56%	-2.79%	5.30%	-2.34%
製造	5,113	8,061	11,255	14,382	2.17%	5.41%	3.65%	5.77%
電力・ガス	15,601	17,121	15,227	13,737	5.63%	6.48%	4.48%	4.45%
運輸・情報通信	8,558	14,294	12,707	26,593	3.67%	9.50%	3.99%	9.51%
商業	953	-2,017	4,020	5,987	6.00%	5.03%	5.06%	8.94%
金融・保険	9,241	25,302	39,785	29,167	3.11%	9.03%	6.67%	1.33%
不動産	5,695	1,047	8,230	17,695	7.90%	-3.30%	4.59%	12.72%
サービス	5,078	5,084	5,643	6,537	7.75%	6.97%	7.14%	7.69%

## ○2005年3月減損会計適用企業（早期適用）

業種	純利益の推移				ROEの推移			
	2004年	2005年	2006年	2007年	2004年	2005年	2006年	2007年
全業種平均	9,953	20,910	31,855	28,665	1.97%	3.80%	9.27%	6.07%
水産・農林	1,248	1,388	2,007	2,000	9.20%	9.40%	10.90%	5.83%
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設	4,923	3,867	9,464	9,112	7.21%	-3.59%	8.68%	5.83%
製造	7,660	12,584	23,031	24,932	-2.16%	5.21%	8.73%	9.27%
電力・ガス	78,561	76,837	90,793	78,330	7.36%	7.93%	8.13%	7.20%
運輸・情報通信	17,203	22,942	25,011	37,737	6.19%	8.29%	9.02%	9.05%
商業	4,708	4,745	8,369	14,736	6.24%	1.73%	10.17%	9.18%
金融・保険	1,282	67,268	93,961	53,905	0.18%	21.54%	9.85%	-12.54%
不動産	6,628	-20,800	21,509	23,698	12.66%	-111.46%	23.70%	19.00%
サービス	9,889	10,858	14,067	15,258	3.97%	3.38%	4.16%	5.03%

(出所) 吉田武史「わが国における減損会計の実態とその機能」  
日本会計研究学会第66回全国大会自由論題報告書発表資料

この図表を眺めると、業種別において特徴的な傾向は見受けられない。すなわち、減損会計は、業種別に影響を与えるものではなく、あくまでも個々の企業を取り巻く環境および状況により、その受ける影響は異なるものだということができる。当期純利益、ROEに与えた影響では、減損会計を適用した業種は、減損会計適用前後において、業種別の平均的な当期純利益およびROEよりも低い傾向が存在する。

適用時期別に見ると、早期適用企業においては、減損会計適用時に当期純利益およびROEは、それ以前と比べ増加する傾向にある。そして、さらに翌期には急激に増加する傾向が見て取れる。このことは早期適用企業には多額の減損損失を計上してもそれに耐えうる財務力があること、そして積極的に減損会計を適用する企業が急激な業績改善効果を得ていることを指し示しているといえよう。そして、翌々期にまで目を移すと、当期純利益およびROEは減少傾向にあり、ここで減損会計による急激な業績改善効果がなくなったことがわかる。

強制適用企業においては、当期純利益は急激とはいえないものの増加する傾向にある。一方、ROEでは、減損会計適用時にわずかに下落し、その後、減損会計適用以前の水準に戻っていることがわかる。これは、早期適用時とは異なり、減損損失に耐えうる企業と強制適用により減損損失を計上せざるを得なかった企業とが混在することにより、平準化されたのではないかと筆者は考える。

図表3-10は、減損会計を資産の用途別に考えた場合、当期純利益とROEにどのような影響を与えたかを検証している。

事業用資産を中心に減損会計を適用している企業は、減損会計適用以後、当期純利益およびROEが改善されており、企業業績が良好となっていることがわかる。これは、減損会計適用以前に減損会計への対応を図り、事業に対する意思決定を迅速化させたうえで積極的に減損会計を適用し、事業の改善を図った結果といえよう。

これに対し、貸付用資産を中心に減損会計を適用している企業は、減損会計適用以後、当期純利益およびROEが下落しており、企業業績が悪化している。減損会計適用以前における対応が十分になされず、消極的に減損会計を適用し、事業の改善も十分になされていないことを示しているのである。

遊休資産にのみ減損会計を適用している企業は、減損会計適用以後、当期純利益は増加する傾向にあるが、ROEは減少する傾向にある。この原因としては、減損会計を適用したにもかかわらず、資産からのキャッシュ・フロー回収が不十分であること、そして、遊休資産を売却する意思があっても、買手が見つからず、売却が進んでいないことが考えられる。

以上、減損会計が企業の業績である利益およびその指標ROEに与えた影響を中心に分析を行ったが、結論として、減損会計という制度が企業に与えた効果・影響は何だったのであろうか。それは、以下の3つが考えられる。

1つ目は、事業に対する意思決定の迅速化である。すなわち、企業資源の選択と集中を促進し、企業の財務内容および業績の改善を図ることができたということである。

2つ目は、利益の平準化である。つまり、企業が利益管理を行うに際して当該期間利益が目標利益を超過する場合に、減損会計を利用し、減損損失を計上することで利益の平準化を



図るということである。これは、早々期・早期適用企業に見られたような、財務的余裕のある企業に例を見ることができよう。

図表3-10 用途別の減損会計適用と企業業績の分析

○2005年3月減損会計適用企業（早期適用）

用途別	純利益の推移				ROEの推移			
	2004年	2005年	2006年	2007年	2004年	2005年	2006年	2007年
全企業	5,568	8,810	13,768	15,230	3.90%	5.40%	4.50%	5.50%
事業用資産のみ	2,269	5,611	8,466	10,479	-5.84%	-0.45%	7.32%	7.38%
事業用資産, 貸貸用資産	7,099	4,790	11,871	15,502	6.87%	-0.44%	4.33%	8.76%
事業用資産, 遊休資産	8,303	3,163	14,651	18,754	4.10%	4.09%	4.72%	6.74%
事業用資産, 貸貸 用資産, 遊休資産	-569	4,234	10,171	14,049	-4.50%	5.88%	1.68%	8.14%
事業用資産, ゴルフ場	640	3,539	5,756	9,391	0.90%	5.40%	9.00%	12.80%
事業用資産, 貸貸 用資産, ゴルフ場	981	2,189	1,166	2,697	3.15%	16.35%	-3.45%	7.75%
事業用資産, 遊休 資産, ゴルフ場	-88,169	30,096	-47,243	-16,267	-55.60%	15.50%	-31.90%	-5.20%
事業用資産, 貸貸用資産, 遊休資産, ゴルフ場	-1,857	14,614	12,033	24,235	10.13%	-6.30%	-94.68%	11.35%
貸貸用資産のみ	4,977	9,048	8,497	4,649	2.68%	8.01%	1.72%	-1.01%
貸貸用資産, 遊休資産	9,369	9,433	12,165	8,044	7.54%	9.35%	4.98%	4.34%
貸貸用資産, ゴルフ場	19,501	25,855	31,384	29,890	5.55%	13.10%	15.85%	64.55%
貸貸用資産, 遊休 資産, ゴルフ場	15,619	15,570	10,382	72,167	4.23%	6.57%	-27.41%	-9.88%
遊休資産のみ	8,781	10,430	12,466	13,930	9.10%	6.74%	5.72%	4.67%
遊休資産, ゴルフ場	6,202	8,999	8,449	12,186	3.17%	4.80%	-1.62%	2.45%
ゴルフ場	2,170	842	2,472	3,776	9.44%	3.20%	7.20%	10.10%
詳細不明	-13,692	33,558	52,573	67,332	5.52%	9.24%	10.81%	0.06%

(出所) 吉田武史「わが国における減損会計の実態とその機能」  
日本会計研究学会第66回全国大会自由論題報告書発表資料

3つ目は、ビッグ・バス効果を得たということである。ビッグ・バス効果とは、多額の減損損失を計上することで利益を下落させ、翌期以降の急激な回復を企図するものである。かつて米国では、経営者の交代時にこれを行い、前経営者に責任を負わせると同時に新経営者

にはその後の急激な回復の立役者としての印象をステークホルダーに与えたため、その賛否が問われた。日本においては、膿を出し切り、財務内容・業績改善にまい進するという意味で、好意的に受け止められているのではないかと筆者は考える。このことは、減損会計適用における一連の企業行動（早々期・早期における積極的な適用など）や、それに対するマスコミ、ステークホルダーの高評価が示している。

これらをまとめて、減損会計の存在意義を問うた時、それは企業における事業の再生可能性を探ることであり、それに伴いステークホルダーに対し、減損の要因を取り除くという減損の解決可能性に関する情報を提供するといえるのである。

#### 4. おわりに

減損会計が強制適用されてから2年が経過した。早々期適用が認められていたことから、実質的には現在5期目を迎えている。会計基準の設定当時は、地価の下落傾向も続いている状況下であり、減損会計適用のインパクトが大きく報じられた。実際、適用初年度に100億円を超える巨額の減損損失を計上する企業も存在した。

現在、新たな会計基準が次々と設定され、また、来期には内部統制報告制度や四半期報告制度がスタートすることもあり、減損会計が話題になることは少なくなった。しかし、めまぐるしく変化する経済情勢の中で、軌道に乗ったと思われた減損会計制度およびその対応策は早くも変革の必要性が生じている。

具体的には、2008年4月施行予定の改正リース会計基準により、所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸処理が廃止されることから、減損会計における当該関連規定の全面的な見直しが必要となっている。改正リース会計基準の対応後も、現在公開草案が公表されている「持分法に関する会計基準」への対応を図ることが予定されている。

また、都市部の地価上昇傾向および企業の内部留保拡大を背景に、不動産に対する企業の意識も変わりつつある。ニッセイ基礎研究所の「土地所有・利用状況に関する企業行動調査」によれば、「所有が有利」の割合が「借地・賃借が有利」を上回った。反して、2007年前半まで活況を呈してきた不動産投資信託（REIT）市場は、8月に顕在化した米国の信用力の低い人向け住宅ローン（サブプライムローン）問題と耐震強度偽装事件をきっかけとした建築基準法改正の影響により、急激に冷え込んでいる。これは、減損会計に対する対応策として有効とされる「企業不動産（Corporate Real Estate：CRE）戦略」、「持たざる経営」にも大きな影響を及ぼすだろう。

さらには、会計基準の国際的なコンバージェンス（収斂）の動向も注目される。現在、米国財務会計基準審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）を中心としたコンバージェンスが進行中である。その内容は革新的で、「FASBが自国（米国）の基準を捨てようとしている」とまでいわれている。国際会計基準と米国基準の折衷型ともいえる日本の減損会計制度が、このコンバージェンスが実現した時に影響を受けることは必至であろう。

このような動向を知り、筆者は「減損会計はまだ生きている」、「減損会計は現在進行形の

制度」であることを再確認させられた思いである。この変革に対し、企業は今後どのような対応策を採っていくのだろうか。それを見届けられない限り、この論文の本当の完成はないものと考えている。また、筆者自身が主張する、中小企業への強制適用による地域経済への影響なども今後の検討課題である。この論文を書き上げて、改めて1つの会計制度が導入されることにより、企業への影響、ひいては経済へ与える影響の大きさを実感した思いである。そして何より、筆者自身の会計に対する、経済に対する、社会に対する視野が拡大したことを感じる実りのあるものであったことを確信している。

本論文「企業に及ぼす減損会計の影響」は、私が指導してきた筆者の修士論文を基本にして作成されたものである。論文作成を指導する中で、私は修士論文のテーマが会計学を学ぶ以上、自己の人生観にどう反映するのか主張してほしいと言ってきた。

これまで、「減損会計」をテーマに修士論文にした修了生は多々いる。しかし、筆者の強調したい「減損会計が与える企業業績への影響」まで踏み込んだ論文は、新しい視点からの分析であると感じている。複数の資料を駆使しているとはいえ、筆者なりの結論を導けたことは、会計の世界が急速に展開する戸惑いの中で実り多いものであったと推奨できる。

学問に対して筆者が益々真摯に精進されるよう望みたい。

豊橋創造大学大学院

会計学指導教授 中野 一豊

### 【参考文献】

#### I. 法令等

企業会計審議会『固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書』2002年8月

#### II. 著書

あずさ監査法人『Q&A 減損会計の実務ガイド（第2版）』中央経済社、2005年

太田達也『減損会計実務のすべて』税務経理協会、2005年

太田達也『減損会計と税務』中央経済社、2005年

栗原 学『超図解ビジネス減損会計』エクスメディア、2005年

辻山栄子『逐条解説減損会計基準（第2版）』中央経済社、2004年

森村照私ほか『減損会計の完全適用』中央経済社、2005年

#### III. 雑誌論文

向伊知郎・盛田良久「減損会計基準適用企業の特質」『企業会計』2006 Vol.58 No.10

吉田武史「わが国における減損会計の実態とその機能」日本会計研究学会第66回全国大会自由論  
題報告書発表資料

